

# 令和8年度 豊橋市立玉川小学校いじめ防止基本方針

豊橋市立玉川小学校

## 1 本校のいじめ防止の取り組みについて

いじめは、児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える人権侵害であり、決して許されない行為である。本校は、すべての児童が安心して学び、生活できる環境を保障するため、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に組織的に取り組む。

本校は教育目標を「考える子、やりぬく子、助け合う子」とし、その実現をめざして教育活動を行っている。児童一人一人が大切にされているという実感を持ち、互いの心と体を大切にし、思いやりをもって接する人間関係をつくりたい。

また性別や国籍、文化的背景の違いなどに関わらず、すべての児童の人権が尊重される学校づくりを推進する。これらに起因する偏見や差別、からかいなどもいじめとして捉え、未然防止および適切な対応に努める。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 学校の取り組み

本校は、以下の4層構造でいじめ防止に取り組む。

### (1) すべての子どもの成長を支える取り組み（発達を支える指導）

- ①わかる授業、できる授業による自己有用感の育成
- ②安心、安全な学級風土の形成（心理的安全性の確保）
- ③規範意識、共感性、自己調整力の育成
- ④多様性を尊重する態度の育成、違いを認め、互いを尊重する人間関係づくりの推進

### (2) 小さなトラブルを成長の機会とする取り組み

- ①人間関係作りプログラムの計画的実施
- ②道徳、特別活動を中核とした価値教育
- ③ICTを含む、適切なコミュニケーション指導

### (3) 困りごとに寄り添う取り組み（個別の支援）

- ①「学校生活アンケート」、「すっきりウィーク」（面談）の実施
- ②日常観察と記録の蓄積・共有
- ③情報の組織的集約

### (4) いじめが起きた場合の対応と再発防止の取り組み

- ①被害児童の安全確保と心理的支援
- ②加害児童への背景理解に基づく指導
- ③関係機関と連携した継続支援

#### 4 学校全体での取り組み（チームで支える体制）

本校では「生活サポート委員会」がその役割を担う。

緊急を要する場合は、随時「ケース会議」を開く。

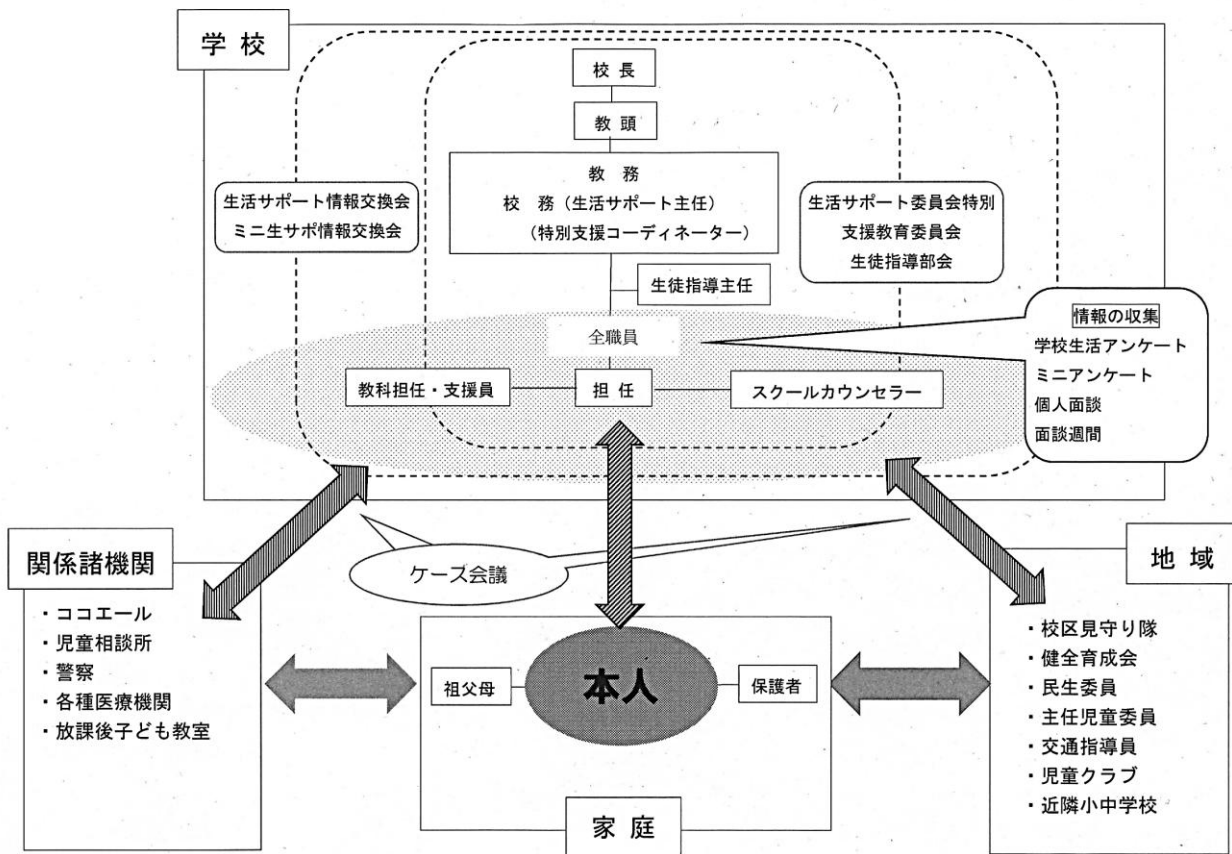
##### (1) 生活サポート委員会の構成

校長、教頭、教務主任、校務主任（特別支援コーディネーター・生活サポート主任）、生徒指導主任、養護教諭、関係担任、スクールカウンセラー

##### (2) 生活サポート委員会の役割

- ①いじめの疑いを含め、即時報告、即時共有を徹底する。
- ②個人対応を避け、必ず組織対応をとる。
- ③事実確認は複数で実施し、記録を残す。

図1 平常時の校内組織とネットワーク



#### 5 具体的な取り組み

豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

##### (1) 未然防止……いじめの起きにくい土壌をつくる

- ①わかる授業、できる授業による自己有用感の育成

- ・児童の実態に応じた教材、指導内容の工夫
- ②安心、安全な学級経営の充実（心理的安全性の確保）
- ③道徳、特別活動を中核とした価値教育
  - ・多様性理解に関する授業の実施（性の多様性、国際理解教育など）
- ③児童会活動による主体的取り組み
- ④規範意識、共感性、自己調整力の育成
  - ・差別的言動やからかいを見逃さない指導の徹底
- ⑤ICTを含む適切なコミュニケーション指導
- (2) **早期発見**……小さなトラブルを成長の機会として指導
  - ①「学校生活アンケート」（各学期に1回）の実施
    - ・「学校生活アンケート」の質問項目はいじめに特化せず、生活全般をとらえるものとし、児童の実態把握に努める。
    - ・長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。
  - ②「すっきりウィーク」（担任との面談習慣）の設定
  - ③日常の見取りと記録の蓄積、共有
    - ・ふだんから児童との交流を大切にし、日記や連絡帳、個人面談、休み時間中の雑談など、日ごろから児童に寄り添う姿勢をもつ。
  - ④欠席、遅刻、行動変容の分析
  - ⑤情報の組織的集約（管理職への速やかな報告）
    - ・定期的に情報交換を行い、児童の様子についての共通理解を図る。
- (3) **早期対応**……見逃さない・抱え込まない体制
  - ①被害児童の安全確保
  - ②加害・被害児童双方からのていねいな聴取

図2 被害・加害児童双方への支援の方針

| いじめを受けた児童への支援  | いじめを行った児童への支援  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・最後まで絶対に守るという教職員の意思を伝える。</li> <li>・当該児童と保護者の意向を汲みながら心の回復に向けたプランを立てる。</li> <li>・心のケアや登下校、休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境をつくる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いかなる事情があってもいじめは絶対に許されないことを当該児童が認識できるように支援する。</li> <li>・当該児童が相手の心の痛みを理解し、誠意をもって謝罪ができるように支援する。</li> <li>・いじめに至った原因や背景を踏まえて、立ち直りに向けた相談活動を継続的に行う。</li> </ul> |

- ③保護者への迅速な連絡と連携
  - ④重大な被害が生じる恐れのあるときの警察への相談、通報 →6 重大事態への対応
  - ④指導記録の作成・保存

(4) 個に応じた支援と再発防止

①被害児童の安全確保と心理的支援

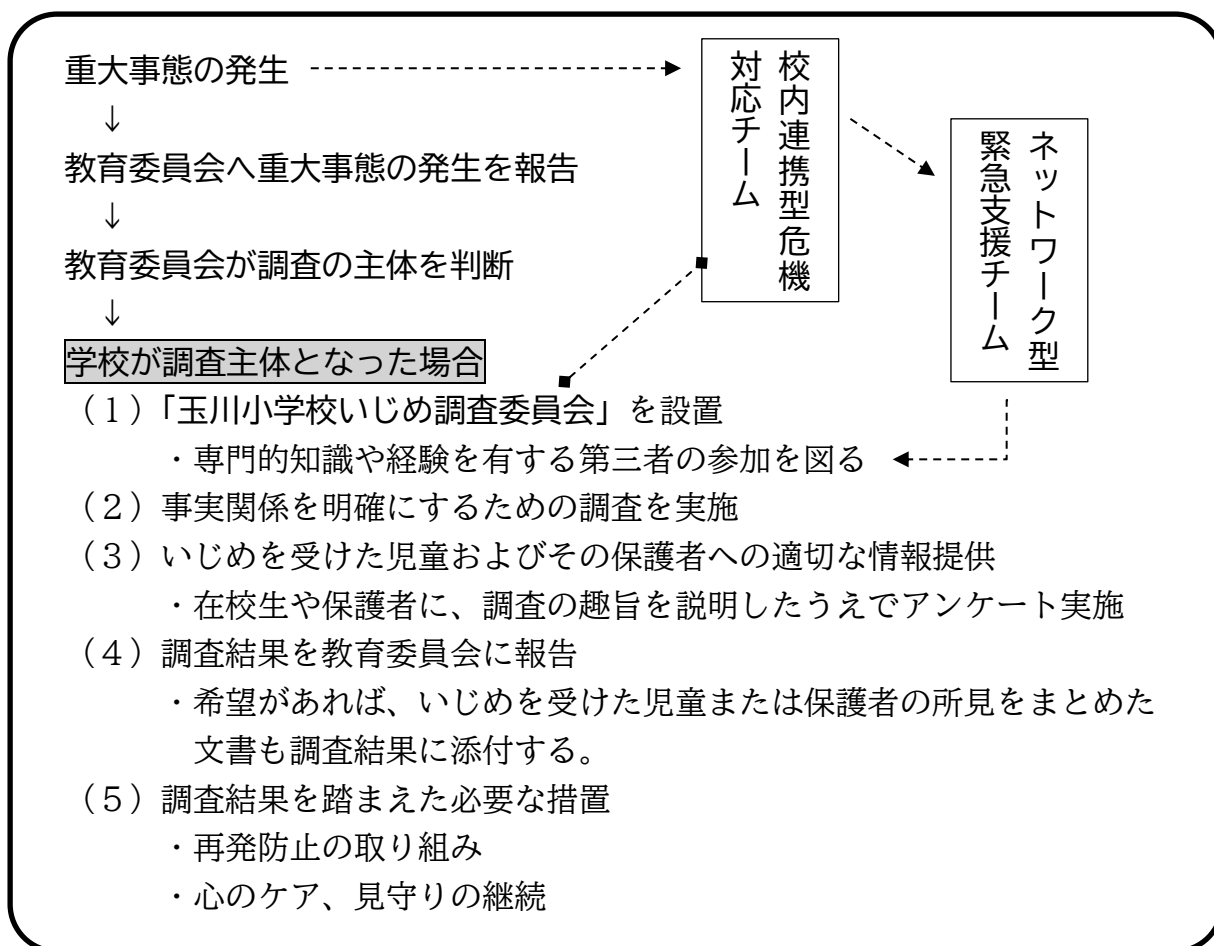
・問題が解消したと判断した場合も、その後少なくとも3か月間は児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

②加害児童への背景理解に基づく指導

③関係機関と連携した継続支援

6 重大事態（自殺等重大事態・不登校重大事態）への対応

- (1) 重大事態発生時は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態発生時の調査対応図（図2）」および「子どもの自殺防止マニュアル」（平成25年豊橋市教育委員会策定）に基づいて対応する。
- (2) 「玉川小学校いじめ調査委員会」を設置し、学校が事実に関する調査を実施（事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加える）する。または、第三者委員会を設置する。
- (3) 被害児童、保護者に対して適切な情報提供と継続的支援に努める。
- (4) 児童が自殺をほのめかしたり、深刻な自傷行為におよんだりしたときは、校長をリーダーとする「校内連携危機管理チーム」を組織し、対応を行う。また上記チームを核に、教育委員会、専門家関係機関と連携協働し「ネットワーク型緊急支援チーム」を中心に、児童生徒や教職員等への心のケアを実施する。
- (5) 事実関係の明確化と再発防止策の徹底



### 教育委員会が調査主体となった場合

- (1) 「豊橋市いじめ問題調査委員会」を設置
  - ・客観的事実の調査、分析（アンケート・聞き取りなど）

↓

- (2) 市長に報告
  - ・市長は再調査の要・不要を判断
  - ・再調査が必要と判断した場合、「豊橋市いじめ問題再調査委員会」を設置

↓

- (3) 市議会に報告

## 7 関係機関との連携（図1参照）

- (1) 教育委員会との連携
- (2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携
- (3) 警察、児童相談所などとの連携

## 8 教職員研修

- (1) 『生徒指導提要』に基づく、教職員への校内研修の実施
- (2) 事例検討による実践的研修の実施
- (3) 初期対応力の向上

## 9 保護者・地域との連携

- (1) 方針の周知
    - ①学校ホームページ <http://www.toyohashi-c.ed.jp/tamagawa-e>
      - ・学校だより
- ※令和8年度よりコミュニティ・スクールのなったことをうけて、「玉コン通信」（玉川コミュニティネットワーク通信の略）と改名し、より地域と連携した情報発信をこころがける。
- (2) 相談体制の整備
  - (3) 地域の見まもり活動との連携

## 10 評価・改善

- (1) 学校評価アンケートを実施（保護者・児童・教職員対象）する。
  - ・学校評価アンケートの結果は、学校新聞や学校ホームページ上で公開
- (2) 生活サポート委員会で、取り組みの検証を行う。

## 11 附 則

本方針は令和8年4月1日より施行する。